

平成25年6月4日

大 東 市

平成25年度公共工事設計労務単価の運用に係る特例措置の実施について

大東市では、『平成25年度公共工事設計労務単価について』の運用に係る特例措置について（平成25年4月8日付け国土入企第1号国土交通省土地・建設産業局長通知）の内容を踏まえ、下記のとおり特例措置を講じることとしましたので、お知らせします。

記

1 特例措置の内容

対象工事等の受注者は、平成24年度公共工事設計労務単価（旧労務単価）に基づく契約を、平成25年度公共工事設計労務単価（新労務単価）に基づく契約に変更するための請負代金額の変更の協議を請求することができます。

2 対象工事等

平成25年4月1日以降に契約を行う工事請負契約及び委託契約（測量・建設コンサルタント等業務を除く。）のうち、旧労務単価を適用して予定価格を積算しているもの。

3 請負代金額の変更

変更後の請負代金額については、次の方式により算出します。

$$\text{変更後の請負代金額} = \text{新労務単価により積算された予定価格} \times \text{当初契約の落札率}$$

4 手続き

対象工事等の受注者は、旧労務単価に基づく請負代金額を新労務単価に基づく請負代金額に変更するための協議を本市（発注担当課）に請求することができます。

なお、本市（発注担当課）への協議の請求期限は、次のとおりです。

- ・ 契約締結日から起算して10日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）まで

5 その他

請負代金額が変更された場合は、「技能労働者への適切な賃金水準の確保について」（平成25年3月29日付け国土入企第36号国土交通省土地・建設産業局長通知）の趣旨にのっとり、元請企業と下請企業の間で既に締結している請負契約の金額の見直しや、技能労働者への賃金水準の引き上げ等について適切に対応するようお願いします。

以 上

【問い合わせ先】

大東市総務部契約課

代表 072-872-2181

内線 2241,2242,2245